

兵庫県公報

平成24年3月30日 金曜日 第14号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県民会館管理規則等の一部を改正する規則（財政課）	1

公布された法令のあらまし

●兵庫県民会館管理規則等の一部を改正する規則（規則第20号）

- 1 兵庫県民会館の設置及び管理に関する条例等の一部改正に伴い、利便施設の利用の手続を定める等所要の整備を行うこととした。
- 2 健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく診療報酬の算定方法が改定されることに伴い、当該算定方法により算定している健康福祉事務所使用料及び手数料の額の改定を行うこととした。
- 3 工業技術センターの機械器具の新規購入等に伴い、当該機械器具に係る機械器具使用料の額を定める等所要の整備を行うこととした。
- 4 兵庫県立先端科学技術支援センターの研究開発支援棟が県立大学に移管されることに伴い、所要の整備を行うとともに、附属設備である機械器具の管理換及び廃棄に伴い、当該機械器具に係る利用料金の基準額の廃止を行うこととした。
- 5 兵庫県立但馬牧場公園の設置及び管理に関する条例の一部改正により、兵庫県立但馬牧場公園のイベントホールを利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならないものとするに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 6 兵庫県立淡路景観園芸学校の景観園芸特別研修については、全寮制の研修として実施しているが、全寮制及び通学制の研修として実施することに伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県民会館管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第20号

兵庫県民会館管理規則等の一部を改正する規則

(兵庫県民会館管理規則の一部改正)

第1条 兵庫県民会館管理規則（昭和49年兵庫県規則第26号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第6条第1項中「又は事務室・車庫利用申込書（様式第4号）」を「、事務室・車庫利用申込書（様式第4号）又は利便施設事業申請書（様式第5号）」に、「以下この条」を「第4項」に、「「申込書」を「「申込書等」に改め、同条第3項中「第1項の申込書」を「申込書等」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の申込書」を「会館施設利用申込書及び事務室・車庫利用申込書」に、「10箇月前」を「10月前」に、「1箇年前」を「1年前」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 利便施設事業申請書には、利便施設の利用計画を記載した図面その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

第10条第1項中「、その利用の開始前に」を削り、「ときは、」の右に「あらかじめ」を加え、「様式第5号」を「様式第6号」に、「会館利用証を」を「会館利用証その他知事が必要と認める書類を」に改め、同項第1号及び第2号中「付属設備」を「附属設備」に改める。

第14条中「第7条第3項」を「第7条第3項本文」に改める。

様式第5号中

「 住所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地) _____
 (所在地) _____
 氏 名 _____ を 氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名) _____
 (名 称) _____ 印 _____
 電話 (局 _____) _____ 電話 (_____) _____ 番 _____

に、「付属設備」を「附属設備」に、

入 場 料	無・有 (1人 円)	無・有 (1人 円)
-------	------------	------------

を

入 場 料	無・有 (1人 円)	無・有 (1人 円)
そ の 他		

に改め、同様式を様式第6号とし、様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第5号 (第6条関係)

利便施設事業申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話 (_____) _____ 番 _____

利 便 施 設 の 用 途	
事業を行おうとする利便施設	
事業を行おうとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

注 自動販売機の設置の事業を行おうとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

A 4

(兵庫県立尼崎青少年創造劇場管理規則の一部改正)

第2条 兵庫県立尼崎青少年創造劇場管理規則 (昭和53年兵庫県規則第75号) の一部を次のように改正する。

拗音に用いられている「よ」を「よ」に、促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第7条第1項中「様式第1号。以下」を「様式第1号) 又は兵庫県立尼崎青少年創造劇場利便施設事業申請書 (様式第2号) (以下これらを)」に改め、同条第3項中「第1項の」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の利用許可申請書」を「兵庫県立尼崎青少年創造劇場利用許可申請書」に、「1箇年前」を「1年前」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 兵庫県立尼崎青少年創造劇場利便施設事業申請書には、利便施設の利用計画を記載した図面その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

第8条中「前条第1項の」を削る。

第9条第2項中「第7条第1項の」を削る。

第11条第1項中「第9条第1項の」及び「その利用の開始前に」を削り、「ときは、」の右に「あらかじめ」を加え、「様式第2号」を「様式第3号」に、「利用許可書」を「利用許可書その他知事が必要と認める書

類を」に改める。

第13条中「第8条第3項」を「第8条第3項本文」に改める。

様式第2号中

「

附 属 設 備		
---------	--	--

」

を

「

附 属 設 備		
そ の 他		

」

に改め、同様式を様式第3号とし、様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号（第7条—第9条関係）

兵庫県立尼崎青少年創造劇場利便施設事業申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話（ ） — 番

利 便 施 設 の 用 途	
事業を行おうとする利便施設	
事業を行おうとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

注 自動販売機の設置の事業を行おうとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

（阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター管理規則の一部改正）

第3条 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター管理規則（平成14年兵庫県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第6条の2を第6条の3とし、第6条の次に次の1条を加える。

（利用の許可の申請）

第6条の2 条例第5条第1項の規定によりセンターの施設を利用しようとする者は、阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター利用許可申請書（様式第1号）又は阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター利便施設事業申請書（様式第2号）（以下これらを「利用許可申請書」という。）を知事に提出しなければならない。ただし、駐車場を利用する場合にあつては駐車場に設けられた設備を用いて駐車券の交付を請求することをもって、コインロッカーを利用する場合にあつては所定の利用に係る料金を当該コインロッカーに投入することをもって足りる。

2 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター利便施設事業申請書には、利便施設の利用計画を記載した図面その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

第6条の3の次に次の3条を加える。

（利用の許可等）

第6条の4 知事は、利用許可申請書を受理した場合において、条例第5条第1項の許可を決定したときは、阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター利用許可書（以下「利用許可書」という。）を当該申込みをした者に交付するものとする。

2 前項の場合において、知事は、センターの管理上必要があるときは、当該許可に条件を付することができる。

3 知事は、利用許可申請書の提出があった場合において、その内容が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その理由を付して当該申込みをした者に文書で不許可の通知をするものとする。

(設備等の設置の承認等)

第6条の5 条例第5条第1項の許可を受けた施設に、特別の設備、装飾等をしようとする者は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、その利用の終了後、速やかに当該設備、装飾等を撤去し、原状に回復しなければならない。

(利用の変更)

第6条の6 利用許可書の交付を受けた者は、利用の内容を変更しようとするときは、あらかじめ阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター利用内容変更承認申請書(様式第3号。次項において「利用内容変更承認申請書」という。)に、既に交付を受けた利用許可書その他知事が必要と認める書類を添えて、これを知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、利用内容変更承認申請書を受理した場合において、当該申請の内容がやむを得ないものであると認めるときは、これを承認するものとする。この場合においては、第6条の4第1項及び第2項の規定を準用する。

3 利用許可書の交付を受けた者は、その者の住所又は氏名(法人及び団体にあつては、所在地又は名称)を変更したときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

第8条中「第8条第3項から第6項まで及び」を「第8条第3項本文及び第4項から第6項まで並びに」に改める。

別表の次に様式として次の3様式を加える。

様式第1号(第6条の2、第6条の4関係)

阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター利用許可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話() 一 番

利 用 の 目 的	
利 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
利 用 す る 施 設 の 名 称	
備 考	

様式第2号(第6条の2、第6条の4関係)

阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター利便施設事業申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話() 一 番

利 便 施 設 の 用 途	
---------------	--

事業を行おうとする利便施設	
事業を行おうとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

注 自動販売機の設置の事業を行おうとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

様式第3号（第6条の6関係）

阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター利用内容変更承認申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） ー 番

	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 の 内 容	利 用 の 目 的		
	利 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
	利用する施設の名称		
	そ の 他		
変 更 の 理 由			

（健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を定める規則の一部改正）

第4条 健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を定める規則（昭和48年兵庫県規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1 結核健康診断料の款精密検査料の項中「660円」を「780円」に、「1,120円」を「1,240円」に、「1,290円」を「1,410円」に改める。

（兵庫県福祉センター管理規則の一部改正）

第5条 兵庫県福祉センター管理規則（昭和50年兵庫県規則第60号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「様式第2号）」の右に「、利便施設にあつては兵庫県福祉センター利便施設事業申請書（様式第3号）」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の申請書」を「兵庫県福祉センター会議室等利用許可申請書及び兵庫県福祉センター団体専用室等利用許可申請書」に、「3箇月前」を「3月前」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 兵庫県福祉センター利便施設事業申請書には、利便施設の利用計画を記載した図面その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

第10条第1項中「その利用の開始前に」を削り、「ときは、」の右に「あらかじめ」を加え、「様式第3号」を「様式第4号」に、「福祉センター利用証を」を「福祉センター利用証その他知事が必要と認める書類を」に改める。

第13条中「第7条第3項」を「第7条第3項本文」に改める。

様式第3号中

「

利 用 人 員	名	名
---------	---	---

」

を

利 用 人 員	名	名
そ の 他		

に改め、同様式を様式第4号とし、様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号（第6条―第8条関係）

兵庫県福祉センター利便施設事業申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） ー 番

利 便 施 設 の 用 途	
事業を行おうとする利便施設	
事業を行おうとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

注 自動販売機の設置の事業を行おうとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

（兵庫県立姫路労働会館管理規則の一部改正）

第6条 兵庫県立姫路労働会館管理規則（昭和37年兵庫県規則第14号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第6条中「様式第1号。以下」を「様式第1号）又は兵庫県立姫路労働会館利便施設事業申請書（様式第2号）（以下これらを）」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、トレーニング室を利用する場合にあつては、利用しようとするときに係員にその旨を口頭で申し出ることをもって足りる。

第6条に次の1項を加える。

2 兵庫県立姫路労働会館利便施設事業申請書には、利便施設の利用計画を記載した図面その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

第7条中「、利用許可申請書を受理した場合において」を削る。

第10条第1項中「その利用の開始前に」を削り、「ときは、」の右に「あらかじめ」を加え、「様式第2号」を「様式第3号」に、「利用許可書」を「利用許可書その他知事が必要と認める書類」に改める。

第12条中「第8条第3項」を「第8条第3項本文」に改める。

様式第1号中「―第8条」を「、第8条」に改める。

様式第2号中

附 属 設 備		
---------	--	--

を

附 属 設 備		
そ の 他		

に改め、同様式を様式第3号とし、様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号（第6条、第8条関係）

兵庫県立姫路労働会館利便施設事業申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住 所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話（ ） ー 番

利 便 施 設 の 用 途	
事業を行おうとする利便施設	
事業を行おうとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

注 自動販売機の設置の事業を行おうとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

（工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部改正）

第7条 工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則（昭和48年兵庫県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1 恒温恒湿室の項中「280円」を「450円」に改める。

別表第3 工作機械の款研磨装置の項の次に次のように加える。

試料 ^{たく} 琢磨機	1時間につき	1,300円
----------------------	--------	--------

別表第3 工作機械の款超精密旋盤の項を削り、同款摩擦圧接機の項中「1,600円」を「2,200円」に改め、同表ゴム機械の款ゴムロールの項を次のように改める。

ゴム用ロール機	1時間につき	2,500円
---------	--------	--------

別表第3 ゴム機械の款バンパリーミキサーの項中「3,100円」を「3,900円」に改め、同款ゴム用射出成型装置の項中「950円」を「1,200円」に改め、同款に次のように加える。

加圧式ニーダー	1時間につき	2,000円
---------	--------	--------

別表第3 合成樹脂機械の款合成樹脂ロールの項を次のように改める。

樹脂用ロール機	1時間につき	1,300円
---------	--------	--------

別表第3 合成樹脂機械の款二軸押出機の項中「3,100円」を「3,400円」に改め、同表溶接機械の款アーク溶接機の項中「850円」を「950円」に改め、同表加熱炉の款電気炉の項中「1,200円」を「1,400円」に改め、同款拡散接合装置の項中「800円」を「950円」に改め、同款^{もどし}焼戻炉の項中「1,500円」を「1,800円」に改め、同款プラズマ浸炭装置の項中「5,300円」を「6,300円」に改め、同款に次のように加える。

雰囲気可変型赤外線ランプ加熱装置	1時間につき	8,000円
------------------	--------	--------

別表第3 繊維機械の款ウインズジッカーの項中「1,300円」を「1,900円」に改め、同款チーズ乾燥機の項中「1,900円」を「2,800円」に改め、同表試験機械の款分析電子顕微鏡の項中「3,750円」を「4,200円」に改め、同款エックス線マイクロアナライザーの項中「4,950円」を「5,500円」に改め、同款生体試料用走査型電子顕微鏡の項を削り、同款エネルギー分散型エックス線分析装置付走査型電子顕微鏡の項中「2,600円」を「2,900円」に改め、同款走査型プローブ顕微鏡の項中「5,300円」を「3,000円」に改め、同款顕微鏡画像

解析システムの項中「1,300円」を「800円」に改め、同項の次に次のように加える。

顕微鏡用デジタルカメラシステム	1時間につき	650円
-----------------	--------	------

別表第3試験機械の款共焦点顕微鏡の項の次に次のように加える。

マルチ測光顕微鏡	1時間につき	1,200円
----------	--------	--------

別表第3試験機械の款エックス線応力測定機の項を削り、同款紫外可視近赤外分光光度計の項の次に次のように加える。

蛍光分光光度計	1時間につき	900円
マイクロプレートリーダー	1時間につき	1,200円

別表第3試験機械の款ガスクロマトグラフ分析装置の項中「1,150円」を「1,400円」に改め、同款全自動元素分析装置の項を削り、同款電気化学測定装置の項の次に次のように加える。

はんだ付け性試験機	1時間につき	750円
-----------	--------	------

別表第3試験機械の款高分子分析システムの項を削り、同款核酸・たんぱく質分析システムの項の次に次のように加える。

リアルタイムPCRシステム	1時間につき	700円
---------------	--------	------

別表第3試験機械の款生体分子相互作用解析システムの項、断熱性試験装置の項及び引火点測定機の項を削り、同款ラボプラスチックミルの項を次のように改める。

小型樹脂混練機	1時間につき	1,100円
---------	--------	--------

別表第3試験機械の款万能材料試験機の項の次に次のように加える。

高精度材料試験機	1時間につき	3,200円
----------	--------	--------

別表第3試験機械の款超音波探傷機の項及び超音波厚さ計の項を削り、同款中

電磁波障害評価システム	1時間につき	4,200円
-------------	--------	--------

を

電磁エミッション評価装置	1時間につき	8,700円
電磁波ノイズ耐性評価装置	1時間につき	10,000円

に改め、同款イミュニティ評価システムの項中「2,500円」を「4,100円」に改め、同款エックス線透視装置の項中「1,750円」を「1,900円」に改め、同款低被ばくデジタルエックス線撮像装置の項中「1,300円」を「1,600円」に改め、同款パーミアントラップ試料濃縮装置の項を削り、同款に次のように加える。

光学特性測定システム	1時間につき	1,400円
------------	--------	--------

別表第4の1の部物理化学試験の款付着量試験の項を削り、同部ゴム及び合成樹脂材料試験の款配合練り試験の項中「4,100円」を「5,100円」に改め、同部精密測定試験の款走査型プローブ顕微鏡による測定を削り、同部織物及び繊維材料試験の款製織試験の項中「2,100円」を「2,500円」に改め、同部皮革材料試験の款水分測定項中「2,100円」を「2,400円」に改め、同款透湿試験の項中「3,600円」を「5,400円」に改める。

別表第5その他の加工の款真空脱脂洗浄機による加工の項中「1,450円」を「1,600円」に改め、同款プラズマ浸炭装置による加工の項中「13,500円」を「15,000円」に改める。

(兵庫県中央労働センター管理規則の一部改正)

第8条 兵庫県中央労働センター管理規則(昭和52年兵庫県規則第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「又は兵庫県中央労働センター事務室・車庫利用許可申請書(様式第1号の2)」を「、兵庫県中央労働センター事務室・車庫利用許可申請書(様式第1号の2)又は兵庫県中央労働センター利便施設事業申請書(様式第1号の3)」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「利用許可申請書」を「兵庫県中央労働センター利用許可申請書及び兵庫県中央労働センター事務室・車庫利用許可申請書」に、「1箇年前」を「1年前」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 兵庫県中央労働センター利便施設事業申請書には、利便施設の利用計画を記載した図面その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

第10条第1項中「その利用の開始前に」を削り、「ときは、」の右に「あらかじめ」を加え、「兵庫県中央労働センター利用許可書を」を「兵庫県中央労働センター利用許可書その他知事が必要と認める書類を」に改める。

第12条中「第8条第3項」を「第8条第3項本文」に改める。

様式第1号の2の次に次の1様式を加える。

様式第1号の3(第6条、第8条関係)

兵庫県中央労働センター利便施設事業申請書

年 月 日

兵庫県知事様

住 所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話 () ー 番

利 便 施 設 の 用 途	
事業を行おうとする利便施設	
事業を行おうとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

注 自動販売機の設置の事業を行おうとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

様式第2号中

「

附 属 設 備		
---------	--	--

」

を

「

附 属 設 備		
そ の 他		

」

に改める。

(兵庫県立丹波年輪の里管理規則の一部改正)

第9条 兵庫県立丹波年輪の里管理規則(昭和63年兵庫県規則第20号)の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第6条第1項中「様式第1号。以下」を「様式第1号)又は兵庫県立丹波年輪の里利便施設事業申請書(様式第1号の2)(以下これらを)」に改め、同条第3項中「第1項の」を削り、同項を同条第4項とし、同条第

2 項中「利用許可申請書」を「兵庫県立丹波年輪の里利用許可申請書」に、「1箇年前」を「1年前」に、「10箇月前」を「10月前」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 兵庫県立丹波年輪の里利便施設事業申請書には、利便施設の利用計画を記載した図面その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

第7条中「、利用許可申請書を受理した場合において」を削る。

第10条第1項中「その利用の開始前に」を削り、「ときは、」の右に「あらかじめ」を加え、「利用許可書を」を「利用許可書その他知事が必要と認める書類を」に改め、同条第2項中「第8条第1項」を「第8条第1項本文」に改める。

第15条中「第10条第3項」を「第10条第3項本文」に改める。

様式第1号中「、第7条」を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2（第6条、第8条関係）

兵庫県立丹波年輪の里利便施設事業申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住 所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話（ ） ー 番

利 便 施 設 の 用 途	
事業を行おうとする利便施設	
事業を行おうとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

注 自動販売機の設置の事業を行おうとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

様式第2号中

「

附 属 設 備		
---------	--	--

」

を

「

附 属 設 備		
そ の 他		

」

に改める。

（兵庫県立先端科学技術支援センター管理規則の一部改正）

第10条 兵庫県立先端科学技術支援センター管理規則（平成5年兵庫県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「兵庫県立先端科学技術支援センター研究室利用許可申請書」を「兵庫県立先端科学技術支援センター利便施設事業申請書」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「利用許可申請書」を「兵庫県立先端科学技術支援センター利用許可申請書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 兵庫県立先端科学技術支援センター利便施設事業申請書には、利便施設の利用計画を記載した図面その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

第10条第1項中「ときは、」の右に「あらかじめ」を加え、「利用許可書を」を「利用許可書その他知事が必要と認める書類を」に改める。

第12条を削る。

第13条中「第7条第3項」を「第7条第3項本文」に改め、同条を第12条とし、第14条を第13条とする。

別表3の部中

「

電子線マイクロアナライザー	1時間につき	3,050円
熱分析装置	1時間につき	2,650円
試料作製装置	1時間につき	1,550円
電気炉	1時間につき	1,150円
金属顕微鏡	1時間につき	850円
クリーンルーム	1時間につき	400円
ドラフトチャンバー	1時間につき	400円
乾燥機	1時間につき	250円
低温室	1時間につき	150円
三次元CAEシステム	1台当たり1時間につき	1,500円
流体解析システム	1時間につき	900円
レーザー積層RP装置	1時間につき	3,300円
エアブラスト装置	1時間につき	1,100円
三次元モデル切削加工機	1時間につき	1,500円
非接触三次元計測装置	1時間につき	1,500円
CNC三次元座標測定装置	1時間につき	2,500円
表面粗さ・輪郭形状測定機	1時間につき	650円
精密万能試験機	1時間につき	1,200円
フレークアイスメーカー	1キログラムにつき	90円
凍結乾燥機	1日につき	3,100円
プログラム低温恒温器	1日につき	2,800円
超低温フリーザー	1日につき	1,260円

」

を

「

三次元CAEシステム	1台当たり1時間につき	1,500円
流体解析システム	1時間につき	900円
表面粗さ・輪郭形状測定機	1時間につき	650円

」

に改める。

様式第1号の2を次のように改める。

様式第1号の2（第6条―第8条関係）

兵庫県立先端科学技術支援センター利便施設事業申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話（ ） — 番

利 便 施 設 の 用 途	
事業を行おうとする利便施設	
事業を行おうとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

注 自動販売機の設置の事業を行おうとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

様式第2号中

「

附 属 設 備		
---------	--	--

」

を

「

附 属 設 備		
そ の 他		

」

に改める。

（兵庫県立但馬ドーム管理規則の一部改正）

第11条 兵庫県立但馬ドーム管理規則（平成10年兵庫県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「様式第1号。以下」を「様式第1号）又は兵庫県立但馬ドーム利便施設事業申請書（様式第2号）（以下これらを）」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「利用許可申請書」を「兵庫県立但馬ドーム利用許可申請書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 兵庫県立但馬ドーム利便施設事業申請書には、利便施設の利用計画を記載した図面その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

第7条中「、利用許可申請書を受理した場合において」を削る。

第10条第1項中「その利用の開始前に」を削り、「ときは、」の右に「あらかじめ」を加え、「様式第2号」を「様式第3号」に、「利用許可書を」を「利用許可書その他知事が必要と認める書類を」に改め、同条第2項中「第8条第1項」を「第8条第1項本文」に改める。

第12条中「第7条第3項」を「第7条第3項本文」に改める。

様式第1号中「一第8条」を「、第8条」に改める。

様式第2号中

「

附 属 設 備		
---------	--	--

」

を

「

附 属 設 備		
そ の 他		

」

に改め、同様式を様式第3号とし、様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号（第6条、第8条関係）

兵庫県立但馬ドーム利便施設事業申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住 所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話（ ） - 番

利 便 施 設 の 用 途	
事業を行おうとする利便施設	
事業を行おうとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

注 自動販売機の設置の事業を行おうとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

（兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑管理規則の一部改正）

第12条 兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑管理規則（平成12年兵庫県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「施設」の右に「(利便施設を除く。第3項第1号において同じ。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑の利便施設を利用しようとする場合 淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑利便施設事業申請書（様式第3号）

第6条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「利用許可申請書」を「淡路夢舞台国際会議場利用許可申請書及び淡路夢舞台公苑野外劇場利用許可申請書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑利便施設事業申請書には、利便施設の利用計画を記載した図面その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

第7条中「、利用許可申請書を受理した場合において」を削る。

第10条第1項中「その利用の開始前に」を削り、「ときは、」の右に「あらかじめ」を加え、「淡路夢舞台国際会議場・淡路夢舞台公苑野外劇場利用内容変更承認申請書（様式第3号）」を「淡路夢舞台国際会議場・淡路夢舞台公苑利用内容変更承認申請書（様式第4号）」に、「利用許可書」を「利用許可書その他知事が必要と認める書類を」に改める。

第12条中「第8条第3項」を「第8条第3項本文及び第4項」に、「第2条第1項第2号及び第3条本文」を「第2条第1項第1号及び第3条第1項」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「一第8条」を「、第8条」に改める。

様式第3号中「淡路夢舞台公苑野外劇場」を「淡路夢舞台公苑」に、

「

附 属 設 備		
---------	--	--

」

を

「

附 属 設 備		
そ の 他		

」

に改め、同様式を様式第4号とし、様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号（第6条、第8条関係）

淡路夢舞台国際会議場
淡路夢舞台公苑 利便施設事業申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住 所（法人又は団体にあつては、主たる事業所の所在地）

氏 名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話（ ） - 番

利 便 施 設 の 用 途	
事業を行おうとする利便施設	
事業を行おうとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

注 自動販売機の設置の事業を行おうとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

（兵庫県立フラワーセンター管理規則の一部改正）

第13条 兵庫県立フラワーセンター管理規則（昭和52年兵庫県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「様式第1号）」の右に「又は兵庫県立フラワーセンター利便施設事業申請書（様式第2号）（以下これらを「利用許可申請書」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 兵庫県立フラワーセンター利便施設事業申請書には、利便施設の利用計画を記載した図面その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

第5条中「前条の兵庫県立フラワーセンター施設利用許可申請書」を「利用許可申請書」に改める。

第6条第1項中「第4条」を「第4条第1項」に、「兵庫県立フラワーセンター施設利用許可申請書」を「利用許可申請書」に改め、同条第3項中「第4条の兵庫県立フラワーセンター施設利用許可申請書」を「利用許可申請書」に改める。

第8条第1項中「その利用開始前に」を削り、「ときは、」の右に「あらかじめ」を加え、「様式第2号」を「様式第3号」に、「兵庫県立フラワーセンター施設利用許可書」を「兵庫県立フラワーセンター施設利用許可書その他知事が必要と認める書類を」に改める。

第10条中「第10条第3項から第5項まで及び」を「第10条第3項本文、第4項及び第5項並びに」に改める。

様式第2号中

「

利 用 人 員		
---------	--	--

」

を

「

利 用 人 員		
そ の 他		

」

に改め、同様式を様式第3号とし、様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号（第4条―第6条関係）

兵庫県立フラワーセンター利便施設事業申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
電 話（ ） 番

利 便 施 設 の 用 途	
事業を行おうとする利便施設	
事業を行おうとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

注 自動販売機の設置の事業を行おうとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

（兵庫県立三木山森林公園管理規則の一部改正）

第14条 兵庫県立三木山森林公園管理規則（平成5年兵庫県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「様式第1号。以下」を「様式第1号）又は兵庫県立三木山森林公園利便施設事業申請書（様式第2号）（以下これらを）」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「利用許可申請書」を「兵庫県立三木山森林公園利用許可申請書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 兵庫県立三木山森林公園利便施設事業申請書には、利便施設の利用計画を記載した図面その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

第7条中「、利用許可申請書を受理した場合において」を削る。

第10条第1項中「その利用の開始前に」を削り、「ときは、」の右に「あらかじめ」を加え、「様式第2号」を「様式第3号」に、「利用許可書」を「利用許可書その他知事が必要と認める書類」に改め、同条第2項中「第8条第1項」を「第8条第1項本文」に改める。

第12条中「第7条第3項」を「第7条第3項本文」に改める。

様式第1号中「一第8条」を「、第8条」に改める。

様式第2号中

「

附 属 設 備		
---------	--	--

」

を

「

附 属 設 備		
そ の 他		

」

に改め、同様式を様式第3号とし、様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号（第6条、第8条関係）

兵庫県立三木山森林公園利便施設事業申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住 所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
電 話（ ） 番

利 便 施 設 の 用 途	
事業を行おうとする利便施設	

事業を行おうとする期間	年 月 日から	年 月 日まで
備考		

注 自動販売機の設置の事業を行おうとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

(兵庫県立但馬牧場公園管理規則の一部改正)

第15条 兵庫県立但馬牧場公園管理規則（平成6年兵庫県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第3条中「21時まで」の右に「(イベントホールにあっては、9時から17時まで)」を加える。

様式第1号中

「

利用の日時	年 月 日 時から	(日 時間)
	年 月 日 時まで	

」

を

「

利用の日時	年 月 日 時から	(日 時間)
	年 月 日 時まで	
利用する施設の名称	農産物加工室 <input type="checkbox"/>	イベントホール <input type="checkbox"/>

」

に、

「

入場料徴収の有無	無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/>	(円)
----------	---	------

」

を

「

入場料徴収の有無	無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/>	(円)
冷暖房設備の使用の有無	無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/>	

」

に改める。

様式第2号中

「

利用の日時	年 月 日 時から	年 月 日 時から
	年 月 日 時まで	年 月 日 時まで
	(日 時間)	(日 時間)

」

を

「

利用の日時	年 月 日 時から	年 月 日 時から
	年 月 日 時まで	年 月 日 時まで
	(日 時間)	(日 時間)

利用する施設 の名称		
入場料徴収の 有無	無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/>
冷暖房設備の 使用の有無	無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/>

に改める。

(兵庫県立ふるさとの森公園管理規則の一部改正)

第16条 兵庫県立ふるさとの森公園管理規則(平成15年兵庫県規則第68号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条」を「第9条」に改める。

第7条を第12条とする。

第6条中「のうち、」の右に「条例第8条第3項本文及び第4項並びに」を加え、「第5条」を「第7条」に改め、同条を第11条とする。

第5条の次に次の5条を加える。

(利用の許可の申請)

第6条 条例第4条の規定により森公園の施設を利用しようとする者は、兵庫県立ふるさとの森公園利便施設事業申請書(様式第1号。以下「事業申請書」という。)に、利便施設の利用計画を記載した図面その他知事が必要と認める書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

(利用の許可の基準)

第7条 知事は、事業申請書を受理した場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例第4条の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 森公園の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、森公園の管理上支障があるとき。

(利用の許可等)

第8条 知事は、事業申請書を受理した場合において、条例第4条の許可を決定したときは、兵庫県立ふるさとの森公園利用許可書(以下「利用許可書」という。)を当該申込みをした者に交付するものとする。

2 前項の場合において、知事は、森公園の管理上必要があるときは、当該許可に条件を付することができる。

3 知事は、事業申請書の提出があった場合において、その内容が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その理由を付して当該申込みをした者に文書で不許可の通知をするものとする。

(設備等設置の承認等)

第9条 条例第4条の許可を受けた施設に、特別の設備、装飾等をしようとする者は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、その利用の終了後、速やかに当該設備、装飾等を撤去し、原状に回復しなければならない。

(利用の変更)

第10条 利用許可書の交付を受けた者は、利用の内容を変更しようとするときは、あらかじめ兵庫県立ふるさとの森公園利用内容変更承認申請書(様式第2号。以下「利用内容変更承認申請書」という。)に、既に交付を受けた利用許可書その他知事が必要と認める書類を添えて、これを知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、利用内容変更承認申請書を受理した場合において、当該申請の内容がやむを得ないものであると認めるときは、これを承認するものとする。この場合においては、第8条第1項及び第2項の規定を準用する。

3 利用許可書の交付を受けた者は、その者の住所又は氏名(法人及び団体にあつては、所在地又は名称)を変更したときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

附則の次に次の2様式を加える。

様式第1号（第6条—第8条関係）

兵庫県立ふるさとの森公園利便施設事業申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住 所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話（ ） — 番

利 便 施 設 の 用 途	
事業を行おうとする利便施設	
事業を行おうとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

注 自動販売機の設置の事業を行おうとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

様式第2号（第10条関係）

兵庫県立ふるさとの森公園利用内容変更承認申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話（ ） — 番

変更の内容	事 項	変 更 前	変 更 後
	利用の期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
	そ の 他		
変 更 の 理 由			

（兵庫楽農生活センター管理規則の一部改正）

第17条 兵庫楽農生活センター管理規則（平成18年兵庫県規則第72号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「様式第1号。以下」を「様式第1号）又は兵庫楽農生活センター利便施設事業申請書（様式第2号）（以下これらを）」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「利用許可申請書」を「兵庫楽農生活センター利用許可申請書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 兵庫楽農生活センター利便施設事業申請書には、利便施設の利用計画を記載した図面その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

第9条第1項中「その利用の開始前に」を削り、「ときは、」の右に「あらかじめ」を加え、「様式第2号」を「様式第3号」に、「利用許可書」を「利用許可書その他知事が必要と認める書類」に改める。

第10条中「第8条第3項」を「第8条第3項本文」に改める。

様式第2号中

「

入場料徴収の有無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有
----------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------

」

を
「

入場料徴収の有無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有
そ の 他				

」

に改め、同様式を様式第3号とし、様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号（第6条―第8条関係）

兵庫楽農生活センター利便施設事業申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住 所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話（ ） - 番

利 便 施 設 の 用 途	
事業を行おうとする利便施設	
事業を行おうとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

注 自動販売機の設置の事業を行おうとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

（兵庫県立但馬飛行場管理規則の一部改正）

第18条 兵庫県立但馬飛行場管理規則（平成6年兵庫県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第23条中「第24条第3項から第5項まで及び」を「第24条第3項本文、第4項及び第5項並びに」に改める。

（兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則の一部改正）

第19条 兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則（平成10年兵庫県規則第69号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（研修料の額）

第3条の2 条例第6条第2項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる研修の期間に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1年 月額44,650円

(2) 2年 月額22,325円

(3) 3年 次のア及びイに定める額

ア 研修の期間のうち1年目又は3年目の1年間 月額22,325円

イ アに定める期間以外の2年間 月額11,162円（知事が指定する4月にあつては、月額11,165円）

(4) 4年 月額11,162円（知事が指定する8月にあつては、月額11,165円）

第6条第2項中「及び研修を受講する者」を削る。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。